



主な内容

2面 ■ 住民票が新様式になります / 4面 ■ 区の財政状況をお知らせします / 8面 ■ 年末年始のお知らせ

発行 ■ 荒川区 ☎(3802)3111 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 / 毎月1日・11日・21日 / 80000部発行

大切な1票を無駄にせず投票を

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

12月14日は、衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。大切な1票を無駄にしないよう、必ず投票しましょう。
問合せ 選挙管理委員会 事務局 ☎内線3411

投票日時 12月14日(日) 午前7時～午後8時

投票所整理券(封書)について

投票所整理券を発送しました。届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票出来ます。投票所の職員へお申し出下さい。

投票方法

衆議院議員選挙では、小選挙区選出と比例代表選出の2種類の投票を行います。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行いますので、合計3回投票することになります。

- ▶小選挙区選出の投票…候補者の氏名を記入する
- ▶比例代表選出の投票…政党等の名称を記入する
- ▶最高裁判所裁判官国民審査の投票…辞めさせたいと思う裁判官に×印を記入する(辞めさせなくてよいと思う裁判官には何も記入しない)

投票順序

- ①小選挙区選出の投票用紙に記入する→投票箱へ
- ②比例代表選出、最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙を続けて交付するので、それぞれ記入する→それぞれの投票箱へ

期日前投票

投票日に投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用下さい。

- 期日** 12月13日(土)まで
- 時間** 午前8時30分～午後8時
- 会場** 下表のとおり

施設名(所在地)
区役所本庁舎1階ロビー (荒川2-2-3)
南千住駅前ふれあい館洋室1・2 (南千住7-1-1)
荒川総合スポーツセンター1階ホール (南千住6-45-5)
町屋文化センター2階プレイコーナー (荒川7-20-1)
荒川区シルバー人材センター・ 荒川授産場地下1階会議室 (東尾久4-32-7)
あらかわ遊園スポーツハウス1階 会議室(西尾久8-3-1)
日暮里区民事務所2階会議室 (東日暮里6-19-12)



*日暮里区民事務所は4月14日に移転しました(上図のとおり)

点字投票・代理投票

視力障がいがある方で点字による投票を希望する方は、「点字投票」が出来ます。また、障がいがあるなどの理由で字を書くことが出来ない方は、投票所の職員が補助して投票する「代理投票」が出来ます。投票所の職員にお申し出下さい。

荒川区で投票出来る方

次の条件を満たす方

- ①投票日現在20歳以上(平成6年12月15日以前生まれ)の日本国民で、荒川区の選挙人名簿に登録されている
 - ②26年12月1日まで引き続き3カ月以上荒川区に住所があり、住民基本台帳に記載されている
- *荒川区に転入した場合は、26年9月1日までに届け出をしていること

住所を移した方

荒川区へ転入した方

- ▷26年9月2日以降に転入の届け出をした方は、荒川区では投票出来ません
- *前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票出来ます

荒川区から転出した方

- ▷26年8月2日以前に転出した方は、荒川区では投票出来ません
- ▷26年8月3日～13日に転出した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、荒川区で期日前投票出来る期間があります
- *投票日当日の投票は出来ません
- *期日前投票出来る期間は、転出した日によって異なります
- ▷26年8月14日以降に転出した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、荒川区で投票することが出来ます

荒川区内で転居した方

- 荒川区の選挙人名簿に登録されていて、区内で住所を移した方の投票所は次のとおりです。
- ▷26年11月21日までに転居届出をした方…新住所地の投票所
- ▷26年11月22日以降に転居届出をした方…前住所地の投票所

候補者を知るには

選挙公報・審査公報

衆議院議員選挙の候補者(政党等)の政見などが掲載されている選挙公報と国民審査に付される最高裁判所裁判官の氏名などを掲載した審査公報を各世帯の郵便受け等に各戸配布します。その他、区役所、各区民事務所・ふれあい館などにも置いてありますので、ご覧下さい。

ポスターの掲示

衆議院(小選挙区選出)議員選挙の候補者の選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場(区内243カ所)でご覧下さい。

開票日時・会場

12月14日(日) 午後9時から荒川総合スポーツセンターで

